

秋田市の水災害対策のため、旧雄物川流域を「特定都市河川」および「特定都市河川流域」に指定します

※特定都市河川浸水被害対策法(令和3年11月施行)に基づく

～指定されると、1,000m²以上の開発を行う際は「秋田市長の許可」が必要になります～

旧雄物川流域では、たびたび浸水被害が発生してきました。特に、令和5年7月は記録的な豪雨となり、太平川・新城川等からの氾濫や市街地での内水等による広範囲出水により、6千棟を超える家屋等が浸水被害を受けました。

地球温暖化に伴う気候変動等の影響による降雨量の増加を考慮すると、浸水リスクはさらに増加することが想定されます。

水災害のさらなる頻発化・激甚化への対策には、河川や下水道等の管理者に加えて、住民や事業者などのあらゆる関係者が協働して取り組むことが必要です。

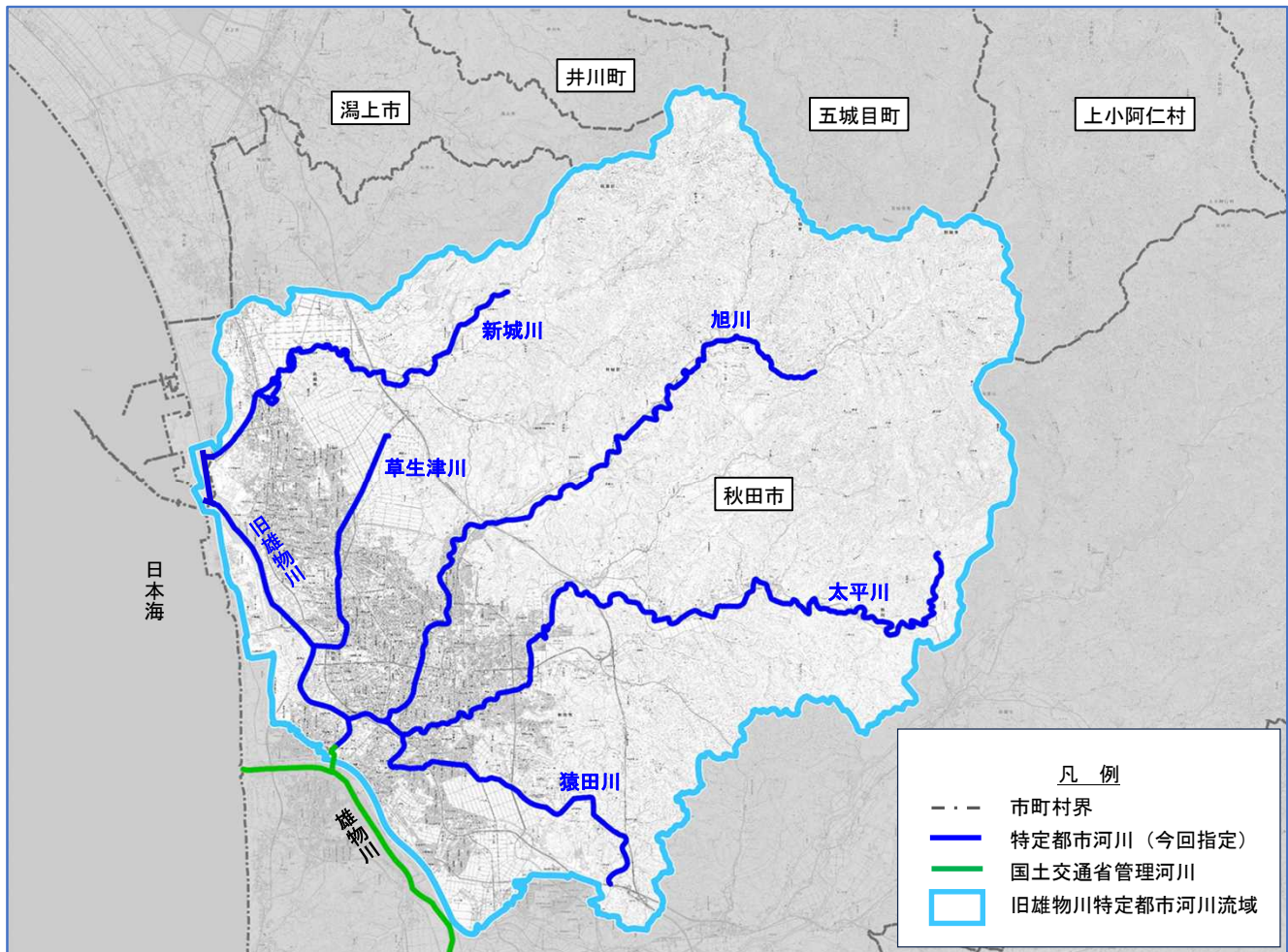
特定都市河川に指定されることにより、河川・下水道整備の加速化に加え、水災害リスクを踏まえた土地利用や河川への流出抑制といった、実効性のある対策を指定流域全体で講じていくことが可能となります。

令和5年7月豪雨による浸水被害



県道秋田昭和線 城東十字路付近の冠水状況
(太平川の氾濫・内水等による異常出水のため)

特定都市河川流域に指定される範囲



※地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して作成

■ 特定都市河川流域内での土地開発等には秋田市長の許可が必要です

■ 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地※で行う**1,000m²以上の雨水浸透阻害行為**（土地の締め固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為）には、**秋田市長の許可が必要**になります。許可手続き方法の詳細は、別途ホームページ等によりお知らせします。

※「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

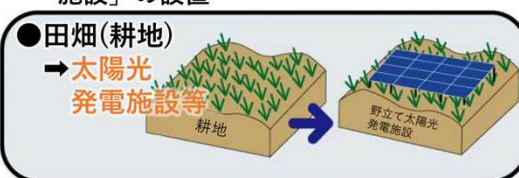
宅地等以外の土地：山地、林地、耕地、原野等

【対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例】

1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



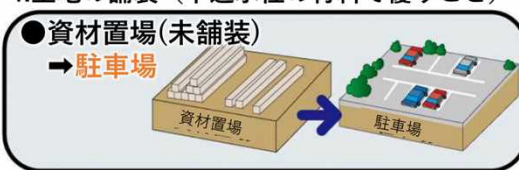
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



3. ローラー等により土地を締め固める行為



4. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）

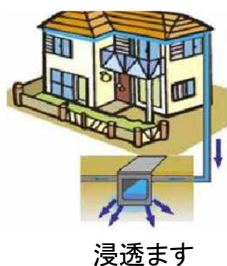


※国土交通省水管理・国土保全局HPより引用

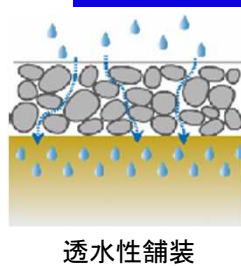
■ 許可に当たっては、技術基準に従った**雨水貯留浸透施設の設置が必要**です。

※必要となる対策は、現地の地質等の条件により異なりますので、事前に相談ください

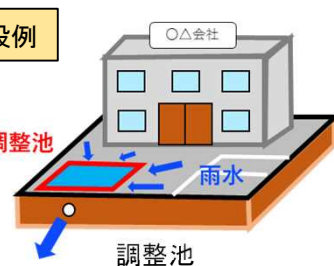
【雨水貯留浸透施設の例】



浸透施設例



貯留施設例



※国土交通省水管理・国土保全局HPより引用

■ 特定都市河川に指定されることで可能となる様々な浸水被害対策



特定都市河川指定後の対策イメージ

■ **河川・下水道整備の加速化**により、河川氾濫や内水等による浸水被害を軽減できます。

■ 公共・民間による「**雨水貯留浸透施設**」の**設置促進**、洪水・雨水の一時的な貯留機能を持つ農地等の「**貯留機能保全区域**」の指定により、河川への雨水流出の増加を抑制し、河川の氾濫による浸水リスクを低減できます。

■ 住民等の生命・身体に危害が生じるおそれのある土地の「**浸水被害防止区域**」の指定により、リスクを踏まえた住まい方の工夫を促進できます。

※実施する対策は、今後設置予定の協議会において検討することになります。

問い合わせ先/ 相談窓口

秋田市建設部道路建設課
秋田県建設部河川砂防課

TEL:018-888-5749 制度の概要
TEL:018-860-2511 秋田県HP



許可・申請
秋田市HP

